

ID: 101

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成16年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第12条 町長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があ るときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日